



研究生制度

北星学園大学短期大学部研究生規程

第1条 北星学園大学短期大学部学則第42条に規定する研究生の取扱いは、この規程の定めるところによる。

第2条 研究生は、指導教授の指導を受けて研究に従事するものとし、指導教授が必要と認めるときは、指導教授の担当する講義、実験、実習及び演習等に出席することができる。

第3条 研究生を志願することのできる者は、本学を卒業した者とする。

第4条 研究生を志願する者は、次の各号に定める書類を学長に提出しなければならない。ただし、本学を卒業し引き続き研究生を志願する者については、研究生入学願の書類の他は省略することができる。

- 1 研究生入学願（研究計画書を含む）（本学所定のもの）
- 2 履歴書
- 3 卒業証明書及び成績証明書

II 学長は、当該指導教授の申出に基づき、教授会の議を経てこれを許可する。

第5条 研究生の許可は、原則として学年の初めに行う。

第6条 研究生の研究期間は、原則として1年とする。ただし、特別な理由があるときは、教授会の議を経て1年に限り延長することができる。

第7条 研究生として入学を願った者は、入学検定料5,000円を研究生入学願に添えて納入しなければならない。

II 研究生として入学を許可された者は、入学時に入学料15,000円、研究料100,000円を納入しなければならない。

III 研究期間の延長を許可された者は入学検定料、入学金を免除する。

第8条 研究期間を終了したときは、研究報告書を当該指導教授を経て学長に提出しなければならない。

第9条 研究生が退学しようとするときは、退学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

第10条 研究生に適しないと認められた者は、教授会の議を経て学長はこれを除籍する。

附 則

この規程は、1996年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

科目等履修生制度

北星学園大学短期大学部科目等履修生規程

第1章 総則

第1条 北星学園大学短期大学部学則（以下「学則」という）第40条の3及び第41条に規定する特別科目等履修生及び一般科目等履修生の取扱いは、この規程の定めるところによる。

第2条 学長は、特別科目等履修生及び一般科目等履修生として一又は複数の授業科目の履修を願った者については、履修を志願する授業科目の担当教育職員の承認及び教授会の議を経て科目等履修生としての履修を許可する。

第3条 特別科目等履修生及び一般科目等履修生としての授業科目の履修許可は、学期の始めに行う。

第4条 科目等履修生の履修期間は、6月以上1年未満とする。

第5条 特別科目等履修生又は一般科目等履修生として授業科目の履修を許可された者は、許可の日から14日以内に所定の履修料並びに履修のための実験及び実習等に要する費用を納入しなければならない。

II 納入した履修料その他の費用は、これを返還しない。

第6条 特別科目等履修生及び一般科目等履修生には、所定の学生証を交付する。

第7条 科目等履修生が履修を停止しようとするときは、短期大学部長に履修の停止を願ってその許可を受けなければならない。

第8条 学長は、科目等履修生に適しないと認められる者について、教授会の議を経て履修許可の取り消しをすることができる。

第2章 特別科目等履修生

第9条 特別科目等履修生として所定の授業科目の履修及び単位の修得を志願する者は、所定の単位互換履修生許可願を短期大学部長に提出し、その許可を受けなければならない。

第10条 短期大学部長は、特別科目等履修生が一又は複数の授業科目について、履修を修了し、所定の試験に合格した場合には、教授会の議を経て単位の認定を行い、単位修得成績証明書を交付する。

第3章 一般科目等履修生

第11条 一般科目等履修生として授業科目の履修をすることができる者は、次の各号の一に該当し、履修を志願する授業科目を履修するに足る能力があると認められた者とする。

- 1 短期大学部学則第8条に該当する者
- 2 その他高等学校又は短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

第12条 一般科目等履修生として授業科目の履修を志願する者は、所定の一般科目等履修生願書に、次の各号に掲げる書類を添えて、短期大学部長に願い出なければならない。

- 1 履歴書（本学所定のもの）
- 2 最終出身学校の卒業証明書

第13条 短期大学部長は、一般科目等履修生が一又は複数の授業科目について、履修を修了し、所定の試験に合格した場合には、教授会の議を経て単位の認定を行い、単位修得成績証明書を交付する。

附 則

この規程は、1986年10月1日から実施する。

この規程は、1992年4月1日から実施する。

この規程は、1993年4月1日から実施する。

この規程は、2002年4月1日から実施する。

この規程は、2016年4月1日から施行する。